

青森県地域防災計画 —原子力編—の概要

青森県環境生活部 原子力安全対策課

青森県地域防災計画の目的

○原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害において

- ・ 原子力災害の発生及び拡大を防止する。
- ・ 原子力災害の復旧を図る。
- ・ 県民の生命、身体、財産を原子力災害から保護する。

ことを目的とする。

第1章 総則

青森県地域防災計画 —原子力編—の性格

- ・ 青森県地域防災計画の一つ
- ・ 青森県の原子力災害対策の基本となる計画。
- ・ 市町村の地域防災計画（原子力編）は県の地域防災計画に抵触することのないようする。
- ・ 特に必要と認められるものについては県民への周知を図る。

防災対策を実施すべき 市町村の範囲①

○原子力防災対策を実施すべき対象地域

- 原子燃料サイクル施設等
六ヶ所村全域
- 東通原子力発電所
東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村の各々全域

防災対策を実施すべき 市町村の範囲②

○「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」
のめやすは以下のとおり。

- ・ 原子燃料サイクル施設等
再処理施設を中心とした概ね半径5km
- ・ 東通原子力発電所
原子力発電所を中心とした概ね半径10km

防災対策を実施すべき 市町村の範囲③



再処理施設の半径5km



東通原子力発電所の半径10km

防災対策を実施すべき 市町村の範囲④

○特に被ばく低減のための防護措置（屋内退避、避難等）を講ずべき地域

- ・原子燃料サイクル施設等

六ヶ所村（尾駁レイクタウン、尾駁浜、野附、尾駁、老部川、新町、富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄平、室ノ久保、戸鎖）

- ・東通原子力発電所

東通村（砂子又、上田代、下田代、小田野沢、老部、白糠）、むつ市（二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓）、横浜町（林尻の一部）

六ヶ所村（泊）

所在市町村に隣接する 市町村の対応

- 原子燃料サイクル施設等に隣接する市町村（三沢市、野辺地町、横浜町、東北町、東通村）では、必要に応じ情報連絡・住民広報の体制等の整備をしておく。

計画の基礎とすべき災害の想定①

○原子燃料サイクル施設

- ・ ウラン濃縮施設：配管破損によるウラン漏洩
- ・ 再処理施設：①火災爆発等による放射性物質の放出
②臨界事故による希ガス、ヨウ素の放出
- ・ 低レベル放射性廃棄物埋設施設及び高レベル放射性廃棄物管理施設
廃棄体の落下破損等による、廃棄体の一部の粉体化に伴う飛散

○六ヶ所保障措置分析所：

火災の発生による放射性物質の放出

計画の基礎とすべき災害の想定②

○ 東通原子力発電所

多重の物理的防護壁が存在することから、放射線の影響及び固体状、液体状の放射性物質の漏えいの可能性は低い

→希ガス、ヨウ素の放出

第2章 災害予防対策

基本方針

- 原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害時の事前対策を定める。

体制の整備

○次に掲げる体制を整備する。

- 原子力防災に関する情報の収集・連絡体制等
- 災害応急体制
- 避難収容活動体制
- 緊急輸送活動体制
- 救助、救急、医療、消火及び防護資機材等
- 住民等への的確な情報伝達体制

その他の予防対策

- 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
- 立入調査と報告の徴収
- 原子力防災専門官との連携
- 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発
- 防災業務関係者に対する研修
- 防災訓練等の実施

第3章 災害応急対策

基本方針

- 原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を定める。

情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

○特定事象発生情報、応急活動体制等の連絡

原子力事業者から特定事象発生通報があった場合、及び応急対策活動の情報の連絡があった場合、県は関係機関に連絡する。

○放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

・特定事象発生の通報を受けた場合の対応

周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化。

・原子力緊急事態宣言発出後の対応

周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施要領に基づき緊急時モニタリングを実施。

活動体制の確立

○特定事象発生 of 通報を受けた場合 of 活動体制

事故対策のため災害対策本部の体制に準じて次により災害対策本部室に原子力災害警戒本部を、オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置する。

○原子力緊急事態宣言発出時等の活動体制

災害対策本部室に知事を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、副知事を長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置する。

警戒態勢時（初動時）の主な活動 （原災法10条段階）

- ①情報の収集
- ②オフサイトセンターの設営準備への協力
- ③現地事故対策連絡会議への職員の派遣
- ④国等との情報の共有
- ⑤専門家の派遣要請
- ⑥自衛隊の派遣要請

原子力緊急事態宣言発出時の活動（原災法15条段階）

- ①緊急時モニタリングの実施
- ②屋内退避、避難収容等の防護活動
- ③飲料水、飲食物の摂取制限等
- ④学校等における臨時休業等の措置
- ⑤治安の確保
- ⑥緊急輸送活動
- ⑦救助・救急、消火及び医療活動
- ⑧住民等への的確な情報伝達活動

屋内退避、避難収容等の防護活動

○内閣総理大臣の指示により、または独自の判断により、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、屋内退避または避難のための勧告又は指示等を行う。

⇒屋内退避及び避難等に関する指標（単位：mSv）

①屋内退避

外部被ばくによる実効線量 10～50 mSv

内部被ばくによる等価線量 100～500 mSv

②避難

外部被ばくによる実効線量 50 mSv以上

内部被ばくによる等価線量 500 mSv以上

○市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。なお、この場合、受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。

飲料水、飲食物の摂取制限等

○飲料水、飲食物の摂取制限

⇒原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国からの指示等により、または汚染状況調査により飲食物摂取制限に関する指標を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう市町村に指示する。

○農林水産物の採取及び出荷制限

⇒原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国からの指示等により、汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は市町村へ指示する。

学校等における臨時休業等の措置

○児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合は、臨時休業等の措置をとる。

治安の確保

○県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期す。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努める。

緊急輸送活動

- 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- 人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村等に支援を要請する。
- 県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに、交通情報の提供を行うものとする。

救助・救急及び消火活動

- 関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- 関係消防機関から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁（緊急消防援助隊の出動要請を含む。）、県内の他の消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請する。

医療活動等

○救護所内（避難所）内における初期被ばく医療
避難住民等へスクリーニング等、初期対応を行う。

○初期被ばく医療機関における初期被ばく医療
原子力事業者や救護所から搬送されてくる被ばく患者へ診療を行う。

○二次被ばく医療

⇒**県立中央病院、八戸市民病院**

初期被ばく医療の後、汚染の残るもの、相当程度被ばくした者に対し、診療、線量の測定、除染などの処置を行う。

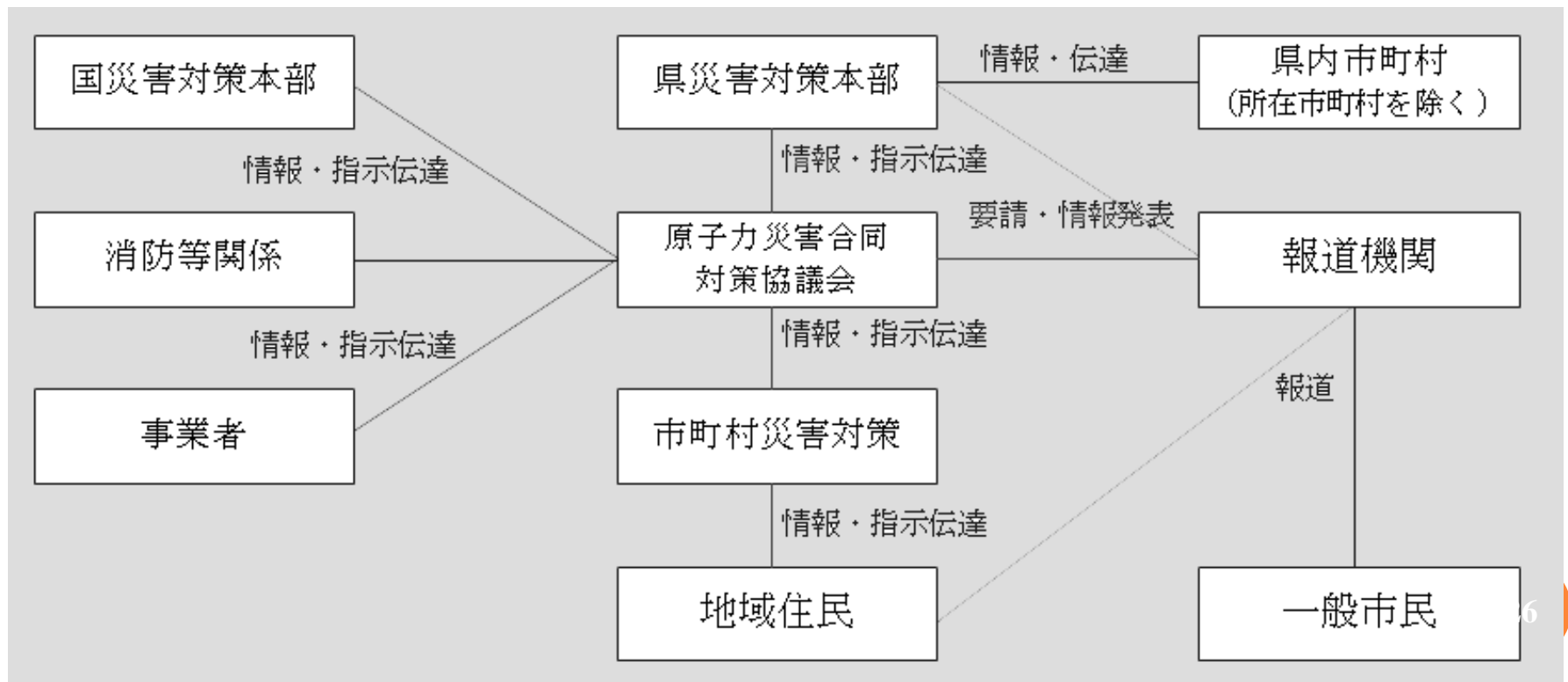
○三次被ばく医療

⇒**弘前大学附属病院、放医研**

さらに放射線被ばくによる専門的治療が必要な者に対し、放射線障害専門病院に転送して、治療等を行う。

住民等への的確な情報伝達活動

○緊急時における住民等に対する的確な情報提供、
広報を以下の体制により迅速に行う。また問合せ
に対応する体制を確立する。



核燃料物質等の事業所外運搬の事故

○核燃料物質等の事業所外運搬の事故については、事故の際に対応すべき範囲がきわめて狭い範囲に限定されること、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされており、事象発生場所を管轄する防災関係機関（消防署、警察署、海上保安部、県、市町村）は必要な措置を講じる。

第4章 災害復旧対策

基本方針

- 原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定める。

災害復旧対策

○緊急事態解除宣言が発出された以降の事後対策については次のとおり。

- 放射線物質による汚染の除去等
- 各種制限措置の解除
- 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 災害地域住民に係る記録等の作成
- 風評被害等の影響の軽減
- 被災中小企業等に対する支援
- 心身の健康相談体制の整備
- 物価の監視